

# 四 半 期 報 告 書

(第106期第2四半期)

株 式 会 社

秋 田 銀 行

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	5
3 【関係会社の状況】 .....	5
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	6
2 【経営上の重要な契約等】 .....	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	22
第4 【提出会社の状況】 .....	23
1 【株式等の状況】 .....	23
2 【株価の推移】 .....	25
3 【役員の状況】 .....	25
第5 【経理の状況】 .....	26
1 【中間連結財務諸表】 .....	27
2 【その他】 .....	73
3 【中間財務諸表】 .....	74
4 【その他】 .....	96
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	97

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【四半期会計期間】 第106期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社 秋田銀行

【英訳名】 THE AKITA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藤原清悦

【本店の所在の場所】 秋田市山王三丁目2番1号

【電話番号】 018(863)1212(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長 新谷明弘

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目13番1号  
株式会社秋田銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3564)3117

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支店長兼東京事務所長 西村典剛

【縦覧に供する場所】 株式会社秋田銀行 東京支店  
(東京都中央区京橋三丁目13番1号)  
株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	23,922	28,206	29,248	53,407	58,391
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	3,332	4,926	△3,438	10,259	8,248
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	3,020	2,359	△2,660	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	4,952	3,514
連結純資産額	百万円	142,860	143,286	120,902	146,184	132,339
連結総資産額	百万円	2,236,177	2,255,923	2,260,749	2,238,248	2,222,037
1株当たり純資産額	円	707.46	715.89	605.53	724.09	664.15
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	15.45	12.12	△13.76	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	25.35	18.11
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	6.1	6.1	5.1	6.3	5.7
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.83	12.35	12.05	12.34	12.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△78,381	87,843	72,112	△106,846	35,477
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	69,490	△84,061	△67,427	95,908	△26,927
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△609	△1,741	△609	△1,198	△2,337
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	39,624	39,041	47,266	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	36,999	43,219
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,640 [497]	1,665 [508]	1,659 [525]	1,599 [484]	1,604 [500]

- (注) 1. 当行および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額につきましては、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
6. 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第104期中	第105期中	第106期中	第104期	第105期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	20,371	24,754	25,795	46,314	51,226
経常利益 (△は経常損失)	百万円	2,716	4,641	△3,324	9,493	7,623
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	3,005	2,337	△2,611	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,945	3,461
資本金	百万円	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100
発行済株式総数	千株	195,936	195,936	193,936	195,936	193,936
純資産額	百万円	137,873	138,080	115,657	141,110	126,971
総資産額	百万円	2,224,668	2,244,159	2,249,817	2,227,263	2,210,997
預金残高	百万円	1,998,601	1,999,285	2,014,700	1,993,859	1,999,946
貸出金残高	百万円	1,261,749	1,257,712	1,321,104	1,290,620	1,309,487
有価証券残高	百万円	760,562	814,174	788,723	741,442	743,186
1株当たり純資産額	円	705.63	713.99	598.29	722.33	656.65
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	15.37	12.00	△13.50	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	25.31	17.83
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	6.1	6.1	5.1	6.3	5.7
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.39	11.92	11.59	11.92	11.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,533 [82]	1,558 [86]	1,553 [100]	1,495 [82]	1,504 [86]

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行および当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,659 [525]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員526人を含んでおりません。  
2. 従業員数は、取締役を兼務していない執行役員5名を含んでおります。  
3. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,553 [100]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員101人を含んでおりません。  
2. 従業員数は、取締役を兼務していない執行役員5名を含んでおります。  
3. 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行および連結会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

上半期の国内経済は、欧米を中心とした海外経済の減速が続くなか、エネルギー・原材料価格の高騰や消費者物価の上昇を背景に企業の設備投資および個人消費は低調に推移しました。また、これまで景気を牽引してきた輸出の増勢鈍化が続くなど、国内外とも需要が振るわず、景気の後退感が鮮明になりました。こうしたなか、期末にかけて米国の大手証券会社リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに米国金融危機が深刻化し、内外経済の先行き懸念から国内外の株価は大幅に下落しました。

県内経済は、一部の大手製造業を中心として民間設備投資に堅調な動きもみられましたが、生産活動が減少傾向を辿り、公共投資や住宅投資も低調に推移するなど、極めて停滞色の強い状態が続きました。このため、期末にかけて企業倒産の増勢が強まったほか、雇用情勢も悪化しました。

産業の動向では、主力の電子部品・デバイスや機械金属の生産が減少したほか、その他の産業も総じて低調な動きとなりました。また、商況は、デジタル家電製品など耐久消費財の一部に堅調な動きがみられましたが、大型店売上は雇用・所得環境の悪化から前年比減少が続くなど、総じて低調に推移しました。

金融界においては、本年10月の政府系金融機関の統合、ゆうちょ銀行および流通系銀行の業容拡大のほか、地域金融機関の経営統合や業務提携の動きが加速するなど、業態や地域の垣根を越えた競争が一段と激化しており、各金融機関は収益性向上に向けた新たなビジネスモデルおよび経営戦略の構築が急務となっております。

また、平成19年9月に全面施行された金融商品取引法に基づくお客様保護等にかかる対応の徹底やマネーロンダリング防止態勢の強化、各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の整備など、これまで以上に内部管理態勢の強化が求められております。

以上のような経営環境のもと、当行は中期経営計画「あきぎんEvolution<1st stage>」で掲げた、①「収益構造の改革」、②「お客様支持の向上」、③「組織風土の変革」の3つの重点方針に基づいた諸施策に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

当四半期連結会計期間の経常収益は、153億6千2百万円となりました。また、経常費用は有価証券の減損処理や不良債権処理費用を主因として205億9千9百万円となりました。

この結果、経常損失は52億3千6百万円、四半期純損失は35億3千7百万円となりました。

セグメント別の経営成績は、銀行業務は、経常収益が136億6千2百万円、経常損失は50億5千万円となりました。リース業務は、経常収益が14億5千3百万円、経常損失は2億1千1百万円となりました。クレジットカード業務等のその他の業務は、経常収益が7億6千2百万円、経常利益が1千7百万円となりました。

#### ・資産、負債等の状況

総預金(譲渡性預金を含む。)

個人預金の増加を主因に、前連結会計年度末比317億円増加し2兆698億円となりました。

貸出金

事業先向け貸出を主因に、前連結会計年度末比117億円増加し1兆3,182億円となりました。

有価証券

国債、地方債を中心に前連結会計年度末比456億円増加し、7,884億円となりました。

### 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支につきましては、国内業務部門で7,957百万円、国際業務部門で127百万円となり、合計で8,084百万円となりました。

役務取引等収支につきましては、国内業務部門で1,130百万円、国際業務部門で5百万円となり、合計で1,135百万円となりました。

その他業務収支につきましては、国内業務部門で△2,961百万円、国際業務部門で30百万円となり、合計で△2,930百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	7,957	127	8,084
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	9,604	565	10,091 <sup>78</sup>
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,647	437	2,006 <sup>78</sup>
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,130	5	1,135
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,654	7	1,661
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	523	2	526
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△2,961	30	△2,930
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,560	30	1,591
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	4,521	—	4,521

(注) 1. 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用6百万円を控除して表示しております。

3. 資金運用収益および資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門

収益が1,654百万円、費用が523百万円となり、役務取引等収支は1,130百万円となりました。

国際業務部門

収益が7百万円、費用が2百万円となり、役務取引等収支は5百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,654	7	1,661
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	461	—	461
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	521	7	528
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	17	—	17
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	24	—	24
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	0	—	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	148	0	148
うちクレジット・カード業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	185	—	185
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	523	2	526
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	91	2	93

(注) 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	1,994,204	3,327	1,997,531
	平成20年9月30日	2,009,938	3,222	2,013,160
うち流動性預金	平成19年9月30日	918,335	—	918,335
	平成20年9月30日	881,710	—	881,710
うち定期性預金	平成19年9月30日	1,056,746	—	1,056,746
	平成20年9月30日	1,098,551	—	1,098,551
うちその他	平成19年9月30日	19,122	3,327	22,449
	平成20年9月30日	29,677	3,222	32,899
譲渡性預金	平成19年9月30日	54,053	—	54,053
	平成20年9月30日	56,667	—	56,667
総合計	平成19年9月30日	2,048,257	3,327	2,051,584
	平成20年9月30日	2,066,605	3,222	2,069,828

(注) 1. 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,254,663	100.00	1,318,258	100.00
製造業	105,086	8.38	129,749	9.84
農業	2,093	0.17	2,858	0.22
林業	1,859	0.15	1,857	0.14
漁業	28	0.00	29	0.00
鉱業	13,010	1.04	15,672	1.19
建設業	77,453	6.17	80,275	6.09
電気・ガス・熱供給・水道業	7,952	0.63	12,201	0.93
情報通信業	19,250	1.53	18,481	1.40
運輸業	23,862	1.90	29,128	2.21
卸売・小売業	153,449	12.23	158,171	12.00
金融・保険業	50,447	4.02	56,789	4.31
不動産業	57,295	4.57	61,001	4.63
各種サービス業	165,628	13.20	165,442	12.55
地方公共団体	235,656	18.78	244,609	18.55
その他	341,587	27.23	341,987	25.94
国際業務部門 及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,254,663	—	1,318,258	—

(注) 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが192億5千3百万円のマイナス、投資活動によるキャッシュ・フローが229億2千2百万円のプラス、財務活動によるキャッシュ・フローが1千5百万円のマイナスとなり、この結果、当四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、472億6千6百万円となりました。

### (3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当行グループは、「地域共栄」の経営理念のもと、地域金融機関として求められる役割が一段と多様化、高度化するなかで、株主の皆様、お客様、そして地域の期待に的確にお答えし、地域の発展に貢献することを基本方針としております。

この基本方針の実現に向けて、当行は20年度から21年度までの2か年を計画期間とする新中期経営計画「あきぎんE v o l u t i o n < 1 s t S t a g e > ~ 新たな進化に向けてブレイクスルー~」を4月からスタートさせております。

当行は、今回の計画期間を当行の新たな進化に向けた第1ステージと位置付けており、「収益構造の改革」、「お客様支持の向上」および「組織風土の変革」の重点方針に取り組むことにより、経営体質をより強固なものいたします。

#### a 収益構造の改革

預貸金のボリューム拡大、投信・生保の販売増強、有価証券運用収益の拡大によるコア業務粗利益の拡大、次期システム移行後を睨んだコスト構造の改革、不良債権の圧縮を通して収益構造の改革を目指します。

#### b お客様支持の向上

提案型・問題解決型営業によるお取引先企業の支援、CS活動（お客様満足度向上運動）等を通じたお客様との強いきずなの醸成、地域発展に向けた貢献活動の実施とともに、ATMネットワーク網などのインフラ整備を進めることで、お客様から圧倒的に支持される銀行を目指します。

#### c 組織風土の変革

各種施策・運動を通して、一人ひとりが進取の気風にあふれ、高いコンプライアンス意識を持って行動する組織風土への変革を目指します。

ゆうちょ銀行の誕生、他業態からの銀行業務への参入、規制緩和の進展などにともない、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化し、より一層競争が激化することが予想されます。また、地方経済は足踏みの状態が続いており、地域間の経済格差は拡大傾向にあります。

こうした環境下にあって、当行が地域に根ざす金融機関として将来に向けて発展し続けていくためには、新中期経営計画に掲げた重点方針に取り組むことで、収益力を強化していくことはもちろんのこと、一人ひとりの意識と行動を一新し、組織風土を変革させるとともに、お客様・地域・株主・投資家の皆さまからの支持をさらに高いレベルへと引き上げるべく、努力いたします。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	18,130	15,118	△3,012
経費(除く臨時処理分)	13,180	13,490	310
人件費	6,343	6,479	136
物件費	6,041	6,182	141
税金	795	828	33
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,950	1,628	△3,322
除く国債等債券損益(5勘定戻)	5,104	4,934	△170
① 一般貸倒引当金繰入額	△132	1,236	1,368
業務純益	5,082	392	△4,690
うち国債等債券損益(5勘定戻)	△153	△3,306	△3,153
臨時損益	△440	△3,716	△3,276
② 不良債権処理損失	1,133	4,913	3,780
貸出金償却	30	8	△22
個別貸倒引当金繰入額	1,069	4,655	3,586
債権売却損	33	97	64
偶発損失引当金繰入額	—	151	151
(貸倒償却引当費用①+②)	1,001	6,149	5,148
株式等関係損益	816	1,670	854
株式等売却益	1,138	2,030	892
株式等売却損	14	6	△8
株式等償却	306	354	48
その他臨時損益	△124	△473	△349
経常利益(△は経常損失)	4,641	△3,324	△7,965
特別損益	△671	△358	313
うち固定資産処分損益	△68	△200	△132
固定資産処分益	2	0	△2
固定資産処分損	70	201	131
うち減損損失	277	201	△76
うち役員退職慰労引当金繰入額(過年度分)	170	—	△170
うち睡眠預金払戻引当金繰入額	157	—	△157
税引前中間純利益(△は税引前中間純損失)	3,969	△3,682	△7,651
法人税、住民税及び事業税	1,481	631	△850
法人税等調整額	151	△1,702	△1,853
中間純利益(△は中間純損失)	2,337	△2,611	△4,948



- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支  
 2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額  
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
 4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用および退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
 5. 国債等債券損益(5勘定戻)＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却  
 6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.73	1.77	0.04
(イ)貸出金利回	2.07	2.10	0.03
(ロ)有価証券利回	1.40	1.39	△0.01
(2) 資金調達原価 ②	1.53	1.58	0.05
(イ)預金等利回	0.23	0.28	0.05
(ロ)外部負債利回	0.55	0.54	△0.01
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.20	0.19	△0.01

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。  
 2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

## 3. ROA(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)ベース	0.45	0.14	△0.31
業務純益ベース	0.46	0.03	△0.43
中間純利益ベース	0.21	△0.23	△0.44

## 4. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)ベース	7.07	2.67	△4.40
業務純益ベース	7.26	0.64	△6.62
中間純利益ベース	3.33	△4.29	△7.62

## 5. OHR(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務粗利益ベース	72.69	89.22	16.53

## 6. 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
総預金(譲渡性預金含む)(未残)	2,055,938	2,075,167	19,229
総預金(譲渡性預金含む)(平残)	2,030,439	2,068,377	37,938
貸出金(未残)	1,257,712	1,321,104	63,392
貸出金(平残)	1,225,979	1,271,183	45,204

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	1,383,165	1,428,172	45,007
法人	450,231	422,492	△27,739
その他	165,889	164,035	△1,854
合計	1,999,285	2,014,700	15,415

(注) 譲渡性預金および特別国際金融取引勘定分を除いております。

### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	328,940	332,175	3,235
住宅ローン残高	309,061	312,617	3,556
その他ローン残高	19,879	19,557	△322

### (4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	880,258	886,393	6,135
総貸出金残高	②	百万円	1,257,712	1,321,104	63,392
中小企業等貸出金比率	①/②	%	69.98	67.09	△2.89
中小企業等貸出先件数	③	件	90,092	89,241	△851
総貸出先件数	④	件	90,286	89,464	△822
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.78	99.75	△0.03

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

7. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	16	45	2	9
保証	1,543	11,622	1,377	11,199
計	1,559	11,667	1,379	11,208

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,100	14,100
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	6,274	6,271
	利益剰余金	91,804	89,043
	自己株式(△)	1,489	352
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	580	579
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	4,838	3,844
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	114,949	112,327
	補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		2,719	2,655
一般貸倒引当金		4,637	6,318
負債性資本調達手段等		—	—
うち永久劣後債務(注2)		—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		—	—
計	7,357	8,973	
うち自己資本への算入額 (B)	7,357	8,941	
控除項目	控除項目(注4) (C)	20	18
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	122,286	121,251

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	909,446	926,082
	オフ・バランス取引等項目	13,139	11,463
	信用リスク・アセットの額 (E)	922,585	937,545
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	67,261	68,263
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,380	5,461
	計 (E)+(F) (H)	989,847	1,005,808
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		12.35	12.05
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		11.61	11.16

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,100	14,100
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	6,268	6,268
	その他資本剰余金	3	—
	利益準備金	14,100	14,100
	その他利益剰余金	77,339	73,544
	その他	—	—
	自己株式(△)	1,489	352
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	580	579
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	109,743	107,082
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,719	2,655
	一般貸倒引当金	3,831	5,352
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	6,550	8,007	
うち自己資本への算入額 (B)	6,550	8,007	
控除項目	控除項目(注4) (C)	20	18
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	116,274	115,072
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	897,723	915,371
	オフ・バランス取引等項目	13,139	11,463
	信用リスク・アセットの額 (E)	910,863	926,834
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	64,356	65,530
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,148	5,242
	計(E) + (F) (H)	975,219	992,364
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		11.92	11.59
(参考)Tier 1比率 = A/H × 100 (%)		11.25	10.79

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	230	265
危険債権	399	358
要管理債権	57	81
正常債権	12,053	12,659



### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務部門

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	泉	秋田県秋田市	店舗	920	293	平成20年7月

#### 2 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第2四半期連結会計期間中に重要な変更のあったものは該当ありません。

また、当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は該当ありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	687,455,000
計	687,455,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	193,936,439	同 左	東京証券取引所市場 第一部	株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式
計	193,936,439	同 左	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	193,936	—	14,100,848	—	6,268,614

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	8,492	4.37
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	8,046	4.14
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,813	2.99
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	4,921	2.53
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,916	2.53
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,800	1.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,712	1.91
シービーエヌワイ デイエフエ イ インターナショナル キャ ップ バリュースポーツフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA(東京都品川区東品川2丁目3番14 号)	3,688	1.90
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,447	1.77
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,334	1.71
計	—	50,171	25.86

(注) 次の法人から、平成20年8月8日付で大量保有報告書に係る変更報告書の提出があり、平成20年7月31日現在で次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ブランデス・インベストメン ト・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州92191、 サンディエゴ、エル・カミノ・レアル 11988、500号室	9,949	5.13

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 623,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式191,111,000	191,111	同上
単元未満株式	普通株式 2,202,439	—	同上
発行済株式総数	193,936,439	—	—
総株主の議決権	—	191,111	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式766株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 秋田銀行	秋田市山王三丁目2番1号	623,000	—	623,000	0.32
計	—	623,000	—	623,000	0.32

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	488	533	512	485	450	422
最低(円)	421	450	451	416	415	362

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表および前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表は新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	49,937	49,604	44,231
コールローン及び買入手形	70,354	27,495	63,041
買入金銭債権	26,034	21,592	22,313
商品有価証券	100	100	24
金銭の信託	8,964	7,658	3,793
有価証券	※1, ※8, ※13 814,607	※1, ※8, ※13 788,404	※1, ※8, ※13 742,866
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,254,663	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,318,258	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,306,522
外国為替	※6 295	※6 655	※6 222
その他資産	※8 18,177	※8 31,978	※8 18,918
有形固定資産	※8, ※10, ※11, ※12 31,676	※10, ※11 25,261	※8, ※10, ※11, ※12 30,979
無形固定資産	※8 1,828	660	※8 1,805
繰延税金資産	664	11,072	3,775
支払承諾見返	※13 11,667	※13 11,208	※13 10,932
貸倒引当金	△32,047	△33,201	△27,389
投資損失引当金	—	△0	—
<b>資産の部合計</b>	<b>2,255,923</b>	<b>2,260,749</b>	<b>2,222,037</b>
<b>負債の部</b>			
預金	※8 1,997,531	※8 2,013,160	※8 1,997,162
譲渡性預金	54,053	56,667	40,920
コールマネー及び売渡手形	923	—	—
債券貸借取引受入担保金	※8 7,429	※8 21,922	※8 7,498
借入金	※8 10,543	※8 9,042	※8 7,505
外国為替	112	101	112
その他負債	17,881	18,225	16,228
役員賞与引当金	—	—	18
退職給付引当金	5,884	5,775	5,737
役員退職慰労引当金	219	244	250
睡眠預金払戻引当金	157	355	243
偶発損失引当金	—	340	188
繰延税金負債	3,311	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,921	※10 2,802	※10 2,897
支払承諾	※13 11,667	※13 11,208	※13 10,932
<b>負債の部合計</b>	<b>2,112,637</b>	<b>2,139,846</b>	<b>2,089,697</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	14,100	14,100	14,100
資本剰余金	6,274	6,271	6,271
利益剰余金	91,804	89,043	92,299
自己株式	△1,489	△352	△336
株主資本合計	110,690	109,063	112,335
その他有価証券評価差額金	24,656	5,147	13,584
繰延ヘッジ損益	△22	△250	△587
土地再評価差額金	※10 3,122	※10 3,098	※10 3,087
評価・換算差額等合計	27,756	7,995	16,084
少数株主持分	4,838	3,844	3,919
<b>純資産の部合計</b>	<b>143,286</b>	<b>120,902</b>	<b>132,339</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,255,923</b>	<b>2,260,749</b>	<b>2,222,037</b>

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	28,206	29,248	58,391
資金運用収益	20,350	20,334	40,852
(うち貸出金利息)	12,935	13,579	26,309
(うち有価証券利息配当金)	5,506	5,714	11,356
役務取引等収益	3,792	3,481	7,209
その他業務収益	2,787	3,280	7,570
その他経常収益	1,277	2,152	2,758
経常費用	23,280	32,687	50,142
資金調達費用	4,036	3,860	7,808
(うち預金利息)	2,265	2,835	4,879
役務取引等費用	987	1,035	2,062
その他業務費用	2,818	6,261	7,837
営業経費	13,612	14,131	26,840
その他経常費用	※1 1,826	※1 7,398	※1 5,593
経常利益又は経常損失(△)	4,926	△3,438	8,248
特別利益	18	45	102
固定資産処分益		0	5
償却債権取立益		44	6
その他の特別利益	18	—	90
特別損失	678	403	879
固定資産処分損	72	201	189
減損損失	※2 277	※2 201	※2 342
役員退職慰労引当金繰入額	170	—	—
睡眠預金払戻引当金繰入額	157	—	—
その他の特別損失		—	※3 347
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	4,266	△3,796	7,472
法人税、住民税及び事業税	1,693	722	1,875
法人税等調整額	96	△1,791	1,833
法人税等合計		△1,069	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	116	△66	248
中間純利益又は中間純損失(△)	2,359	△2,660	3,514

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	14,100	14,100	14,100
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	14,100	14,100	14,100
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	6,275	6,271	6,275
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	—	△4
自己株式の消却	—	—	△0
当中間期変動額合計	△0	—	△4
当中間期末残高	6,274	6,271	6,271
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	90,076	92,299	90,076
当中間期変動額			
剰余金の配当	△586	△580	△1,166
中間純利益又は中間純損失(△)	2,359	△2,660	3,514
自己株式の処分	—	△4	—
自己株式の消却	—	—	△1,166
土地再評価差額金の取崩	△45	△10	△10
連結子会社の持分変動にともなう増加	—	—	1,050
当中間期変動額合計	1,727	△3,256	2,222
当中間期末残高	91,804	89,043	92,299
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△343	△336	△343
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1,153	△37	△1,189
自己株式の処分	7	20	30
自己株式の消却	—	—	1,166
当中間期変動額合計	△1,146	△16	7
当中間期末残高	△1,489	△352	△336
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	110,110	112,335	110,110
当中間期変動額			
剰余金の配当	△586	△580	△1,166
中間純利益又は中間純損失(△)	2,359	△2,660	3,514
自己株式の取得	△1,153	△37	△1,189
自己株式の処分	6	16	25
自己株式の消却	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△45	△10	△10
連結子会社の持分変動にともなう増加	—	—	1,050
当中間期変動額合計	580	△3,272	2,225
当中間期末残高	110,690	109,063	112,335



(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	28,297	13,584	28,297
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,641	△8,436	△14,713
当中間期変動額合計	△3,641	△8,436	△14,713
当中間期末残高	24,656	5,147	13,584
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△29	△587	△29
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	6	336	△558
当中間期変動額合計	6	336	△558
当中間期末残高	△22	△250	△587
土地再評価差額金			
前期末残高	3,076	3,087	3,076
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	45	10	10
当中間期変動額合計	45	10	10
当中間期末残高	3,122	3,098	3,087
評価・換算差額等合計			
前期末残高	31,344	16,084	31,344
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,588	△8,089	△15,260
当中間期変動額合計	△3,588	△8,089	△15,260
当中間期末残高	27,756	7,995	16,084
少数株主持分			
前期末残高	4,730	3,919	4,730
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	108	△75	△810
当中間期変動額合計	108	△75	△810
当中間期末残高	4,838	3,844	3,919
純資産合計			
前期末残高	146,184	132,339	146,184
当中間期変動額			
剰余金の配当	△586	△580	△1,166
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,359	△2,660	3,514
自己株式の取得	△1,153	△37	△1,189
自己株式の処分	6	16	25
土地再評価差額金の取崩	△45	△10	△10
連結子会社の持分変動にともなう増加	—	—	1,050
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,479	△8,164	△16,071
当中間期変動額合計	△2,899	△11,436	△13,845
当中間期末残高	143,286	120,902	132,339

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	4,266	△3,796	7,472
減価償却費	975	896	2,062
減損損失	277	201	342
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	199	5,811	△4,458
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	—	0	—
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△20	△18	△2
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	51	37	△95
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	219	△6	250
睡眠預金払戻引当金の増減額 (△は減少)	157	112	243
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	—	151	188
資金運用収益	△20,350	△20,334	△40,852
資金調達費用	4,036	3,860	7,808
有価証券関係損益 (△)	△662	1,636	△483
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	38	135	580
為替差損益 (△は益)	△19	△41	△52
固定資産処分損益 (△は益)	70	200	183
貸出金の純増 (△) 減	31,651	△12,555	△25,975
預金の純増減 (△)	5,251	15,997	4,883
譲渡性預金の純増減 (△)	14,203	15,746	1,071
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	279	1,536	△2,758
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△3,766	△1,325	5,116
コールローン等の純増 (△) 減	26,015	36,211	37,121
コールマネー等の純増減 (△)	△2,585	—	△3,508
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△1,034	14,424	△965
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△5	△432	67
外国為替 (負債) の純増減 (△)	95	57	121
資金運用による収入	20,277	20,269	41,315
資金調達による支出	△3,508	△3,435	△7,034
商品有価証券の純増 (△) 減	△25	△74	66
その他	12,025	△1,538	13,302
小計	88,112	73,730	36,012
法人税等の支払額	△268	△1,618	△534
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,843	72,112	35,477

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△764,129	△512,683	△1,307,426
有価証券の売却による収入	34,895	16,497	131,468
有価証券の償還による収入	650,995	434,704	1,150,232
金銭の信託の増加による支出	△5,000	△4,000	—
金銭の信託の減少による収入	—	—	167
有形固定資産の取得による支出	△509	△2,441	△1,270
有形固定資産の売却による収入	146	503	396
無形固定資産の取得による支出	△460	△7	△495
投資活動によるキャッシュ・フロー	△84,061	△67,427	△26,927
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額	△586	△580	△1,166
少数株主への配当金の支払額	△8	△8	△8
自己株式の取得による支出	△1,153	△37	△1,189
自己株式の売却による収入	6	16	25
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,741	△609	△2,337
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△27	7
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,042	4,047	6,219
現金及び現金同等物の期首残高	36,999	43,219	36,999
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 39,041	※1 47,266	※1 43,219

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社秋銀ビジネスサービス 秋銀不動産調査サービス株式会社 株式会社秋田ランドリース 株式会社秋田保証サービス 株式会社秋田ジェーシービーカード 株式会社あきぎんオフィスサービス 株式会社秋田国際カード</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 連結子会社名は、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等から</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等から</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	みて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 同 左	みて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	同 左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法  (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(および出資金)については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法  (イ) 同 左          (ロ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法  (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(および出資金)については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  (ロ) 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した当行の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益および税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、11百万円減少しております。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した当行の有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益および税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、57百万円減少しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した当行の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益および税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、57百万円減少しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した当行の有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益および税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、80百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は後記「事

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、セグメント情報に与える影響は後記「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行および連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>—————</p>	<p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行および連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>業の種類別セグメント情報」に記載しております。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p> <p>—————</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしております。破綻先債権</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>		
	—————	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	—————
	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上することとしております。ただし、当中間連結会計期間は役員への支給額を合理的に見積ることが困難であるため引当金計上しておりません。</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>		<p>基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、当行の役員退職慰労金は、支給時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることになったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることとともない、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることになったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることとともない、当連結会計年度から同報告を適用しております。</p> <p>なお、役員退職慰労引当金には取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労引当金42百万円を含んでおります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労引当金には取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労引当金36百万円を含んでおります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は29百万円、特別損失は170百万円それぞれ増加し、経常利益は29百万円、税金等調整前中間純利益は199百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は後記「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。</p>		<p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は50百万円、特別損失は178百万円それぞれ増加し、経常利益は50百万円、税金等調整前当期純利益は228百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は後記「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。</p>
	<p>(10)睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止して利益計上し、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりますが、当中間連結会計期間より監査・保証実務委員会報告第42号を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は157百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p>	<p>(10)睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(10)睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止して利益計上し、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりますが、当連結会計年度より「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は86百万円、特別損失は157百万円それぞれ増加し、経常利益は86百万円、税金等調整前当期純利益は243百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
			なお、セグメント情報に与える影響は後記「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。
	—————	(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同 左
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(13) リース取引の処理方法 当行および国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 (借手側) 当行および連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価格(減価償却累	(13) リース取引の処理方法 当行および国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。 なお、同適用指針第80項を適用した場合の税金等調整前中間純損失と同適用指針第81項を適用した場合の税金等調整前中間純損失との差額は軽微であります。	
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。		
	(15)消費税等の会計処理 当行および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同 左	(15)消費税等の会計処理 同 左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)および「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付および同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度および中間連結会計期間から適用されることになったこととともない、当中間連結会計期間から改正会計基準および実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこととともない、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側) これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は817百万円、「無形固定資産」中のリース資産は51百万円、「その他負債」中のリース債務は553百万円増加しております。 なお、損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側) これにより、従来の方法によった場合に比べ、「有形固定資産」および「無形固定資産」が減少し、「その他資産」中のリース債権およびリース投資資産が7,765百万円増加しております。 なお、これによる経常損失および税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)および「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付および同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったこととともない、当連結会計年度から改正会計基準および実務指針を適用しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金302百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,952百万円、延滞債権額は58,575百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,690百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金245百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,959百万円、延滞債権額は55,328百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,125百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金302百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,689百万円、延滞債権額は52,822百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,389百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																				
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は70,218百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,970百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>16,086百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>1,712百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>51百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,354百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>7,429百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>6,035百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,072百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は295百万円であります。</p>	有価証券	16,086百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	1,712百万円	その他資産	51百万円	預金	3,354百万円	債券貸借取引受入担保金	7,429百万円	借入金	6,035百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は72,412百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,313百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>28,203百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>1,571百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>52百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>12,603百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>21,922百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,520百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,846百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は299百万円であります。</p>	有価証券	28,203百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	1,571百万円	その他資産	52百万円	預金	12,603百万円	債券貸借取引受入担保金	21,922百万円	借入金	4,520百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は65,902百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,002百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,152百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>1,839百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>51百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>15,665百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>7,498百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,690百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,346百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は289百万円であります。</p>	有価証券	12,152百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	1,839百万円	その他資産	51百万円	預金	15,665百万円	債券貸借取引受入担保金	7,498百万円	借入金	2,690百万円
有価証券	16,086百万円																																					
未経過リース期間にかかわるリース債権	1,712百万円																																					
その他資産	51百万円																																					
預金	3,354百万円																																					
債券貸借取引受入担保金	7,429百万円																																					
借入金	6,035百万円																																					
有価証券	28,203百万円																																					
未経過リース期間にかかわるリース債権	1,571百万円																																					
その他資産	52百万円																																					
預金	12,603百万円																																					
債券貸借取引受入担保金	21,922百万円																																					
借入金	4,520百万円																																					
有価証券	12,152百万円																																					
未経過リース期間にかかわるリース債権	1,839百万円																																					
その他資産	51百万円																																					
預金	15,665百万円																																					
債券貸借取引受入担保金	7,498百万円																																					
借入金	2,690百万円																																					



前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、414,558百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが414,558百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、447,395百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが447,395百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、415,889百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが415,889百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,918百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,403百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額はありませぬ。)</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,070百万円であります。 なお、当該保証債務にかかる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことともない、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ3,070百万円減少します。</p>	<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 32,016百万円</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,720百万円であります。</p>	<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,141百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,773百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,403百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額6百万円)</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,920百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)				当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)				前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)			
<p>※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却105百万円、貸倒引当金繰入額1,235百万円および株式等償却306百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が継続して下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却101百万円、貸倒引当金繰入額6,320百万円、株式等償却354百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失97百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却472百万円、株式等償却1,420百万円および不良債権を一括売却したことによる損失780百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが減少した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	147百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 3か所	63百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	147百万円
	遊休資産等	土地建物等 10か所	53百万円		遊休資産	土地建物等 10か所	26百万円		遊休資産等	土地建物等 14か所	118百万円
秋田県外	営業店舗等	土地建物等 1か所	76百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	110百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 1か所	76百万円
合計			277百万円 (うち建物等 1百万円) (うち土地 276百万円)	合計			201百万円 (うち建物等 7百万円) (うち土地 193百万円)	合計			342百万円 (うち建物 7百万円) (うち土地 335百万円)
<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した価額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		※3. 「その他の特別損失」には、 当連結会計年度に計上すべき役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度分に相当する額178百万円および睡眠預金払戻引当金繰入額のうち過年度分に相当する額157百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	195,936	—	—	195,936	
合計	195,936	—	—	195,936	
自己株式					
普通株式	582	1,976	13	2,545	(注)
合計	582	1,976	13	2,545	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 1,919千株

単元未満株式の買取請求による増加 57千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 13千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	586	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	580	利益剰余金	3.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	193,936	—	—	193,936	
合 計	193,936	—	—	193,936	
自己株式					
普通株式	576	83	36	623	(注)
合 計	576	83	36	623	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 83千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 36千株

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	580百万円	3.00円	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	579百万円	利益剰余金	3.00円	平成20年9月30日	平成20年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	195,936	—	2,000	193,936	(注) 1
合 計	195,936	—	2,000	193,936	
自己株式					
普通株式	582	2,045	2,051	576	(注) 2
合 計	582	2,045	2,051	576	

(注) 1 自己株式の消却による減少であります。

(注) 2 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 1,919千株

単元未満株式の買取請求による増加 126千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 2,000千株

単元未満株式の買増請求による減少 51千株

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	586	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	580	3.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	580	利益剰余金	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 48,937 百万円 無利息預け金 △210 百万円 普通預け金 △475 百万円 定期預け金 △210 百万円 譲渡性預け金 △9,000 百万円 現金及び現金同等物 <u>39,041 百万円</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 49,604 百万円 無利息預け金 △497 百万円 普通預け金 △755 百万円 定期預け金 △50 百万円 その他の預け金 △1,035 百万円 現金及び現金同等物 <u>47,266 百万円</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 44,231 百万円 無利息預け金 △265 百万円 普通預け金 △696 百万円 定期預け金 △50 百万円 現金及び現金同等物 <u>43,219 百万円</u>



(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、電算機付属機器や自動車等であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額および中間連結会計期間末残高</p> <p>取得価額</p> <p>有形固定資産 22,135百万円 無形固定資産 1,810百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 14,915百万円 無形固定資産 702百万円</p> <p>中間連結会計期間末残高</p> <p>有形固定資産 7,219百万円 無形固定資産 1,108百万円</p> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 3,452百万円 1年超 6,555百万円 合計 10,008百万円</p> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <p>・受取リース料および減価償却費</p> <p>受取リース料 1,977百万円 減価償却費 1,696百万円</p>		<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (貸手側)</p> <p>・リース物件の取得価額、減価償却累計額および連結会計年度末残高</p> <p>取得価額</p> <p>有形固定資産 22,123百万円 無形固定資産 1,874百万円 合計 23,998百万円</p> <p>減価償却累計額</p> <p>有形固定資産 15,154百万円 無形固定資産 784百万円 合計 15,939百万円</p> <p>連結会計年度末残高</p> <p>有形固定資産 6,969百万円 無形固定資産 1,089百万円 合計 8,059百万円</p> <p>・未経過リース料連結会計年度末残高相当額</p> <p>1年内 3,372百万円 1年超 6,367百万円 合計 9,740百万円</p> <p>(注) 未経過リース料連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <p>・受取リース料および減価償却費</p> <p>受取リース料 3,976百万円 減価償却費 3,418百万円</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 無形固定資産 696百万円 減価償却累計額相当額 無形固定資産 216百万円 中間連結会計期間末残高相当額 無形固定資産 480百万円</li> <li>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</li> <li>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 288百万円 1年超 192百万円 合計 480百万円</li> <li>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</li> <li>・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 144百万円 減価償却費相当額 144百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</li> </ul>	<p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および連結会計年度末残高相当額 取得価額相当額 無形固定資産 696百万円 減価償却累計額相当額 無形固定資産 72百万円 連結会計年度末残高相当額 無形固定資産 624百万円</li> <li>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高が有形固定資産等の連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</li> <li>・未経過リース料連結会計年度末残高相当額 1年内 288百万円 1年超 336百万円 合計 624百万円</li> <li>(注) 未経過リース料連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高が有形固定資産等の連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</li> <li>・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 72百万円 減価償却費相当額 72百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</li> </ul>

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金および「買入金  
 銭債権」中のその他の買入金銭債権の一部を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

#### I 前中間連結会計期間末

##### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	499	497	△2
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	499	497	△2

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

##### 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	33,545	74,807	41,261
債券	670,562	667,434	△3,127
国債	198,803	196,798	△2,005
地方債	188,443	187,665	△778
短期社債	34,391	34,391	0
社債	248,923	248,580	△343
その他	80,523	83,758	3,235
合計	784,631	826,000	41,369

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上  
 したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落してお  
 り、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間  
 連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処  
 理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、305百万円(うち株式305百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、中間連結会計期間  
 末における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,412
私募社債	3,275
外国株式	37
ゴルフ株	5

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	499	500	0
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	499	500	0

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	32,571	51,057	18,485
債券	670,840	665,855	△4,984
国債	220,399	216,165	△4,234
地方債	203,410	203,324	△86
短期社債	7,993	7,995	1
社債	239,035	238,371	△664
その他	77,547	72,286	△5,260
合計	780,958	789,199	8,241

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,453百万円(うち株式299百万円、投資信託3,153百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。減損処理は、当中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄についてはすべて実施し、時価の下落が30%以上50%未満の銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより、個々に時価の回復可能性を判断し実施しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	2,453
私募社債	2,925
外国株式	74
ゴルフ株	5

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	24	0

#### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	499	502	3	3	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	499	502	3	3	—

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	32,558	57,362	24,804	25,647	843
債券	619,137	620,813	1,675	6,306	4,630
国債	194,016	192,057	△1,959	2,036	3,995
地方債	182,895	185,127	2,231	2,409	178
短期社債	18,880	18,880	0	0	0
社債	223,344	224,747	1,403	1,860	456
その他	70,776	66,794	△3,981	1,067	5,049
合計	722,471	744,970	22,498	33,021	10,523

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,996百万円(うち株式1,413百万円、投資信託1,583百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	126,763	4,005	496

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,419
私募社債	3,125
外国株式	73
ゴルフ株	5

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	124,647	242,504	207,419	49,866
国債	21,717	56,746	64,227	49,866
地方債	35,899	49,332	99,896	—
短期社債	18,880	—	—	—
社債	48,150	136,426	43,295	—
その他	7,050	18,953	13,655	7,780
合計	131,697	261,458	221,074	57,646

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,793	△41

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。



(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	41,369
その他有価証券	41,369
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	16,713
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	24,656
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	24,656

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,241
その他有価証券	8,241
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,093
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,147
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,147

### Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,498
その他有価証券	22,498
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	8,913
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,584
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	13,584

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	27,000	303	303
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	303	303

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	66	0	0
	通貨オプション	76	14	14
	その他	—	—	—
	合計	—	14	14

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	27,000	141	141
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	141	141

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	169	0	0
	通貨オプション	33	12	12
	その他	—	—	—
	合計	—	12	12

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行が行うデリバティブ取引は、金利スワップ、為替予約、通貨オプション等であります。

##### (2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、基本的にはオンバランス資産負債の範囲内で、その金利リスクや為替リスクをヘッジするために行っております。

##### (3) 取引の利用目的

金利スワップ取引につきましては、オンバランス取引の金利リスクのヘッジを目的としております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより行っております。

為替予約取引および通貨オプション取引につきましては、外貨建オンバランス取引の為替リスクをヘッジすることを目的としております。

##### (4) 取引にかかるリスクの内容

金利スワップおよび為替予約取引におけるリスクは、これらの取引の相手先の契約不履行に係るリスク、いわゆる信用リスクであります。

なお、金利スワップ取引自体は金利リスク、為替予約取引および通貨オプション取引自体は為替リスクを伴いますが、オンバランス取引のヘッジを目的としておりますので、これらのリスクはオンバランス取引のリスクと相殺されております。

また、当行が行っている取引のリスク量は以下のとおりであります。

信用リスク相当額(平成20年3月31日現在)

金利スワップ(百万円)	780
為替予約(百万円)	292
通貨オプション(百万円)	23
合計(百万円)	1,095

(注) BIS(国際決済銀行)で定める国際統一基準による信用リスク相当額(カレント・エクスポージャー方式)

##### (5) 取引にかかるリスク管理体制

金利スワップ取引につきましては、ヘッジ取引の必要性等、常務会において十分に検討し、運用しております。

為替予約取引および通貨オプション取引につきましては、個別取引における管理のほか、オンバランス・オフバランスを合わせた当行全体の総合持高を把握し、管理しております。

また以上の取引のリスクの状況等につきましては、各担当部署内での管理のほか、常務会においても常に状況の把握等を行う体制としております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	22,000	22,000	△45	△45
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△45	△45

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	0	—	0	0
	買建	12	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	19	—	15	15
	買建	16	—	△1	△1
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	14	14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(7) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等

金利スワップ取引の契約残存期間別想定元本および平均金利(平成20年3月31日現在)

残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本(百万円)	—	—	—
平均受取固定金利(%)	—	—	—
平均支払変動金利(%)	—	—	—
支払側固定スワップ想定元本(百万円)	—	13,000	53,000
平均支払固定金利(%)	—	0.82	1.43
平均受取変動金利(%)	—	1.00	1.01
合計(百万円)	—	13,000	53,000



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	24,672	2,684	849	28,206	—	28,206
(2)セグメント間の内部経常収益	81	235	722	1,039	(1,039)	—
計	24,754	2,920	1,571	29,246	(1,039)	28,206
経常費用	20,112	2,771	1,436	24,320	(1,039)	23,280
経常利益	4,641	149	135	4,926	0	4,926

(注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。

2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。

3. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した当行の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更にともない、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が11百万円増加し、経常利益が同額減少しております。また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した当行の有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更にともない、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が57百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

4. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。この変更にともない、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が29百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	25,721	2,740	786	29,248	—	29,248
(2)セグメント間の内部経常収益	73	243	735	1,053	(1,053)	—
計	25,795	2,984	1,522	30,302	(1,053)	29,248
経常費用	29,120	3,176	1,444	33,740	(1,052)	32,687
経常利益(△は経常損失)	△3,324	△191	78	△3,437	(0)	△3,438

(注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。

2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	51,074	5,576	1,740	58,391	—	58,391
(2)セグメント間の内部経常収益	152	454	1,410	2,018	(2,018)	—
計	51,226	6,031	3,150	60,409	(2,018)	58,391
経常費用	43,603	5,772	2,864	52,241	(2,098)	50,142
経常利益	7,623	258	286	8,167	80	8,248

- (注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。
2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。
3. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更にともない、前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が57百万円増加し、経常利益が同額減少しております。また、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更にともない、前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が80百万円増加し、経常利益が同額減少しております。
4. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。この変更にともない、前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、経常費用が銀行業務について47百万円、その他の業務について2百万円それぞれ増加し、経常利益がそれぞれ同額減少しております。
5. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、当連結会計年度より、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。この変更にともない、前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務の経常費用は86百万円増加し、経常利益は同額減少しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経営収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	715.89	605.53	664.15
1株当たり中間(当期) 純利益金額(△は中間 純損失金額)	円	12.12	△13.76	18.11

(注) 1. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	143,286	120,902	132,339
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	4,838	3,844	3,919
(うち少数株主持分)	百万円	4,838	3,844	3,919
普通株式に係る中間期 末(期末)の純資産額	百万円	138,447	117,058	128,420
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数	千株	193,390	193,312	193,360

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額(△は中間純損失金額)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (△は中間純損失 金額)				
中間(当期)純利益 (△は中間純損失)	百万円	2,359	△2,660	3,514
普通株主に帰属 しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (△は中間純損失)	百万円	2,359	△2,660	3,514
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	194,638	193,339	194,004

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(△は中間純損失金額)については、潜在株式がないので記載していません。

## (重要な後発事象)

該当ありません。

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益		15,362
資金運用収益		10,091
(うち貸出金利息)		6,851
(うち有価証券利息配当金)		2,697
役務取引等収益		1,661
その他業務収益		1,591
その他経常収益		2,017
経常費用		20,599
資金調達費用		2,012
(うち預金利息)		1,450
役務取引等費用		526
その他業務費用		4,522
営業経費		7,241
その他経常費用	※1	6,295
経常損失(△)		△5,236
特別利益		43
特別損失		383
税金等調整前四半期純損失(△)		△5,577
法人税等		△1,964
少数株主損失(△)		△75
四半期純損失(△)		△3,537

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却46百万円、貸倒引当金繰入額5,563百万円、株式等償却156百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	48,525	49,450	43,928
コールローン	70,354	27,495	63,041
買入金銭債権	26,034	21,592	22,313
商品有価証券	100	100	24
金銭の信託	8,964	7,658	3,793
有価証券	※1, ※8, ※13 814,174	※1, ※8, ※13 788,723	※1, ※8, ※13 743,186
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9, ※14 1,257,712	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,321,104	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9, ※14 1,309,487
外国為替	※6 295	※6 655	※6 222
その他資産	※8 10,557	※8 16,575	※8 11,206
有形固定資産	※10, ※11, ※12 24,104	※10, ※11 24,067	※10, ※11, ※12 23,651
無形固定資産	622	552	596
繰延税金資産	—	10,315	3,115
支払承諾見返	※13 11,667	※13 11,208	※13 10,932
貸倒引当金	△28,954	△29,683	△24,504
投資損失引当金	—	△0	—
資産の部合計	2,244,159	2,249,817	2,210,997
<b>負債の部</b>			
預金	※8 1,999,285	※8 2,014,700	※8 1,999,946
譲渡性預金	56,653	60,467	43,720
コールマネー	923	—	—
債券貸借取引受入担保金	※8 7,429	※8 21,922	※8 7,498
借入金	※8 4,900	※8 3,500	※8 1,500
外国為替	112	101	112
その他負債	12,523	12,826	11,067
未払法人税等	—	587	1,420
リース債務	—	133	—
その他の負債	—	12,105	—
役員賞与引当金	—	—	18
退職給付引当金	5,827	5,717	5,681
役員退職慰労引当金	199	216	218
睡眠預金払戻引当金	157	355	243
偶発損失引当金	—	340	188
子会社支援引当金	167	—	—
繰延税金負債	3,308	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,921	※10 2,802	※10 2,897
支払承諾	※13 11,667	※13 11,208	※13 10,932
負債の部合計	2,106,078	2,134,159	2,084,026

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	14,100	14,100	14,100
資本剰余金	6,272	6,268	6,268
資本準備金	6,268	6,268	6,268
その他資本剰余金	3	—	—
利益剰余金	91,440	87,645	90,853
利益準備金	14,100	14,100	14,100
その他利益剰余金	77,339	73,544	76,752
退職慰労積立金	345	—	345
固定資産圧縮積立金	218	217	219
別途積立金	72,811	74,311	72,811
繰越利益剰余金	3,965	△984	3,376
自己株式	△1,489	△352	△336
株主資本合計	110,324	107,662	110,886
その他有価証券評価差額金	24,656	5,147	13,584
繰延ヘッジ損益	△22	△250	△587
土地再評価差額金	※10 3,122	※10 3,098	※10 3,087
評価・換算差額等合計	27,756	7,995	16,084
純資産の部合計	138,080	115,657	126,971
負債及び純資産の部合計	2,244,159	2,249,817	2,210,997

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	24,754	25,795	51,226
資金運用収益	20,148	20,163	40,464
(うち貸出金利息)	12,742	13,416	25,939
(うち有価証券利息配当金)	5,504	5,712	11,352
役務取引等収益	3,219	2,937	6,096
その他業務収益	96	536	1,979
その他経常収益	1,289	2,157	2,687
経常費用	20,112	29,120	43,603
資金調達費用	4,004	3,826	7,739
(うち預金利息)	2,267	2,843	4,887
役務取引等費用	1,098	1,146	2,282
その他業務費用	239	3,558	2,452
営業経費	※1 13,322	※1 13,729	26,260
その他経常費用	※2 1,448	※2 6,859	※2 4,869
経常利益又は経常損失(△)	4,641	△3,324	7,623
特別利益	4	44	172
特別損失	※3, ※4 675	※3, ※4 403	※3, ※4 856
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	3,969	△3,682	6,939
法人税、住民税及び事業税	1,481	631	1,592
法人税等調整額	151	△1,702	1,885
法人税等合計		△1,071	
中間純利益又は中間純損失(△)	2,337	△2,611	3,461

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	14,100	14,100	14,100
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	14,100	14,100	14,100
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	6,268	6,268	6,268
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	6,268	6,268	6,268
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	4	—	4
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	—	△4
自己株式の消却	—	—	△0
当中間期変動額合計	△0	—	△4
当中間期末残高	3	—	—
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	6,272	6,268	6,272
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	—	△4
自己株式の消却	—	—	△0
当中間期変動額合計	△0	—	△4
当中間期末残高	6,272	6,268	6,268
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	14,100	14,100	14,100
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	14,100	14,100	14,100
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>退職慰労積立金</b>			
前期末残高	345	345	345
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—	△345	—
当中間期変動額合計	—	△345	—
当中間期末残高	345	—	345
<b>固定資産圧縮積立金</b>			
前期末残高	220	219	220
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	△2	△4
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	3
当中間期変動額合計	△2	△2	△0
当中間期末残高	218	217	219



(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	68,811	72,811	68,811
<b>当中間期変動額</b>			
別途積立金の積立	4,000	1,500	4,000
当中間期変動額合計	4,000	1,500	4,000
当中間期末残高	72,811	74,311	72,811
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	6,257	3,376	6,257
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△586	△580	△1,166
固定資産圧縮積立金の取崩	2	2	4
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	△3
別途積立金の積立	△4,000	△1,155	△4,000
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,337	△2,611	3,461
自己株式の処分	—	△4	—
自己株式の消却	—	—	△1,166
土地再評価差額金の取崩	△45	△10	△10
当中間期変動額合計	△2,292	△4,360	△2,881
当中間期末残高	3,965	△984	3,376
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	89,734	90,853	89,734
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△586	△580	△1,166
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,337	△2,611	3,461
自己株式の処分	—	△4	—
自己株式の消却	—	—	△1,166
土地再評価差額金の取崩	△45	△10	△10
当中間期変動額合計	1,705	△3,207	1,118
当中間期末残高	91,440	87,645	90,853
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△343	△336	△343
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	△1,153	△37	△1,189
自己株式の処分	7	20	30
自己株式の消却	—	—	1,166
当中間期変動額合計	△1,146	△16	7
当中間期末残高	△1,489	△352	△336
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	109,765	110,886	109,765
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△586	△580	△1,166
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,337	△2,611	3,461
自己株式の取得	△1,153	△37	△1,189

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
自己株式の処分	6	16	25
自己株式の消却	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	△45	△10	△10
当中間期変動額合計	558	△3,223	1,121
当中間期末残高	110,324	107,662	110,886
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	28,297	13,584	28,297
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,641	△8,436	△14,713
当中間期変動額合計	△3,641	△8,436	△14,713
当中間期末残高	24,656	5,147	13,584
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△29	△587	△29
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	6	336	△558
当中間期変動額合計	6	336	△558
当中間期末残高	△22	△250	△587
土地再評価差額金			
前期末残高	3,076	3,087	3,076
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	45	10	10
当中間期変動額合計	45	10	10
当中間期末残高	3,122	3,098	3,087
評価・換算差額等合計			
前期末残高	31,344	16,084	31,344
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,588	△8,089	△15,260
当中間期変動額合計	△3,588	△8,089	△15,260
当中間期末残高	27,756	7,995	16,084
純資産合計			
前期末残高	141,110	126,971	141,110
当中間期変動額			
剰余金の配当	△586	△580	△1,166
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,337	△2,611	3,461
自己株式の取得	△1,153	△37	△1,189
自己株式の処分	6	16	25
土地再評価差額金の取崩	△45	△10	△10
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△3,588	△8,089	△15,260
当中間期変動額合計	△3,030	△11,313	△14,139
当中間期末残高	138,080	115,657	126,971

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(および出資金)および関連会社株式(および出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同 左  (2) 同 左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(および出資金)および関連会社株式(および出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法にもとづく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益および税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ111百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益および税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ57百万円減少しております。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法にもとづく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益および税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ57百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益および税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ80百万円減少しております。</p>
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>
	—————	<p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	—————
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の強力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>		
	—	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	—
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上することとしております。	(3) 役員賞与引当金 同 左	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	ただし、当中間会計期間には役員への支給額を合理的に見積もることが困難であるため引当金計上していません。		
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。	(4) 退職給付引当金 同 左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
	(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支給時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることになったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることになったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>月1日以後開始する事業年度から適用されることにともない、当中間会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労引当金には取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労引当金36百万円を含んでおります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は29百万円、特別損失は170百万円それぞれ増加し、経常利益は29百万円、税引前中間純利益は199百万円それぞれ減少しております。</p>		<p>1日以後開始する事業年度から適用されることにともない、当事業年度から同報告を適用しております。</p> <p>なお、役員退職慰労引当金には取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労引当金42百万円を含んでおります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は47百万円、特別損失は170百万円それぞれ増加し、経常利益は47百万円、税引前当期純利益は218百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻引当金 負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止して利益計上し、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりますが、当中間会計期間より監査・保証実務委員会報告第42号を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は157百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻引当金 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止して利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止して利益計上し、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりますが、当事業年度より「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は86百万円、特別損失は157百万円それぞれ増加し、経常利益は86百万円、税引前当期純利益は243百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同 左
	(8) 子会社支援引当金 子会社支援引当金は、債務超過子会社の支援にかかる損失に備えるため、子会社の財政状態を勘案して損失負担見積額を計上しております。		
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(1) 金利リスク・ヘッジ 同 左



	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)および「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付および同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことにともない、当中間会計期間から改正会計基準および実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことにともない、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は127百万円、「無形固定資産」中のリース資産は5百万円、「その他負債」中のリース債務は133百万円増加しております。 なお、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)および「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付および同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことにともない、当事業年度から改正会計基準および実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことにともない、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」および「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額374百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,292百万円、延滞債権額は56,957百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,671百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額1,117百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,304百万円、延滞債権額は53,479百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,099百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額1,174百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,197百万円、延滞債権額は51,428百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありませぬ。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,368百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																														
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は67,922百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,970百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>16,086百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>51百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>3,354百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>7,429百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>4,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,072百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は267百万円であります。</p>	有価証券	16,086百万円	その他資産	51百万円	預金	3,354百万円	債券貸借取引受入担保金	7,429百万円	借入金	4,900百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は69,882百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,313百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>28,203百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>52百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>12,603百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>21,922百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>3,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,846百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は271百万円であります。</p>	有価証券	28,203百万円	その他資産	52百万円	預金	12,603百万円	債券貸借取引受入担保金	21,922百万円	借入金	3,500百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は63,994百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,002百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,152百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>51百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>15,665百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>7,498百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,346百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は267百万円であります。</p>	有価証券	12,152百万円	その他資産	51百万円	預金	15,665百万円	債券貸借取引受入担保金	7,498百万円	借入金	1,500百万円
有価証券	16,086百万円																															
その他資産	51百万円																															
預金	3,354百万円																															
債券貸借取引受入担保金	7,429百万円																															
借入金	4,900百万円																															
有価証券	28,203百万円																															
その他資産	52百万円																															
預金	12,603百万円																															
債券貸借取引受入担保金	21,922百万円																															
借入金	3,500百万円																															
有価証券	12,152百万円																															
その他資産	51百万円																															
預金	15,665百万円																															
債券貸借取引受入担保金	7,498百万円																															
借入金	1,500百万円																															

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、373,495百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが373,495百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、411,488百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが411,488百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、377,330百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが377,330百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,841百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,403百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額はありません。)</p>	<p>※10. 同 左</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 31,941百万円</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,141百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,691百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,403百万円 (当事業年度圧縮記帳額6百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,070百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務にかかる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたこととともない、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ3,070百万円減少します。</p> <p>※14. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額 41百万円</p>	<p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,720百万円であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,920百万円であります。</p> <p>※14. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額 39百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)				当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)				前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)			
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 743百万円 無形固定資産 51百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸出金償却30百万円、貸倒引当金繰入額937百万円および株式等償却306百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、減損損失277百万円、当中間会計期間に計上すべき役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度分に相当する額170百万円および睡眠預金払戻引当金繰入額157百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が継続して下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 834百万円 無形固定資産 50百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸出金償却8百万円、貸倒引当金繰入額5,891百万円、株式等償却354百万円および不良債権を一括売却したこと等による損失97百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、減損損失201百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※2. 「その他の経常費用」には、不良債権を一括売却したことによる損失593百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別損失には、減損損失342百万円、当事業年度に計上すべき役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度分に相当する額170百万円および睡眠預金払戻引当金繰入額のうち過年度分に相当する額157百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が大幅に下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	147百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 3か所	63百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	147百万円
	遊休資産等	土地建物等 10か所	53百万円		遊休資産	土地建物等 10か所	26百万円		遊休資産等	土地建物等 14か所	118百万円
秋田県外	営業店舗等	土地建物 1か所	76百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 2か所	110百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 1か所	76百万円
合計			277百万円 (うち建物等 1百万円) (うち土地 276百万円)	合計			201百万円 (うち建物等 7百万円) (うち土地 193百万円)	合計			342百万円 (うち建物 7百万円) (うち土地 335百万円)
<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は重要な資産については「不動産鑑定評価基準(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額、重要性の乏しい資産については、路線価など市場価額を適切に反映している指標に基づいて算定した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			



前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	て算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	582	1,976	13	2,545	(注)
合 計	582	1,976	13	2,545	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 1,919千株

単元未満株式の買取請求による増加 57千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 13千株

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	576	83	36	623	(注)
合 計	576	83	36	623	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 83千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 36千株

III 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	582	2,045	2,051	576	(注)
合 計	582	2,045	2,051	576	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 1,919千株

単元未満株式の買取請求による増加 126千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 2,000千株

単元未満株式の買増請求による減少 51千株

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、電算機付属機器や自動車等であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,630百万円 無形固定資産 25百万円  減価償却累計額相当額 有形固定資産 826百万円 無形固定資産 5百万円  中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 803百万円 無形固定資産 19百万円  (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。  ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 310百万円 1年超 513百万円 合計 823百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。  ・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 173百万円 減価償却費相当額 173百万円	(2) 通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,376百万円 無形固定資産 761百万円 合 計 2,137百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 788百万円 無形固定資産 222百万円 合 計 1,021百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 587百万円 無形固定資産 529百万円 合 計 1,116百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。  ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 566百万円 1年超 549百万円 合計 1,116百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。  ・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 301百万円 減価償却費相当額 301百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,729百万円 無形固定資産 731百万円 合 計 2,460百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 965百万円 無形固定資産 80百万円 合 計 1,046百万円 期末残高相当額 有形固定資産 763百万円 無形固定資産 650百万円 合 計 1,414百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。  ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 586百万円 1年超 827百万円 合計 1,414百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。  ・支払リース料および減価償却費相当額 支払リース料 417百万円 減価償却費相当額 417百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成20年11月13日開催の取締役会において、第106期の中間配当につき次のとおり決議しました。

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) 中間配当による配当金の金額      | 579百万円      |
| (2) 1株当たりの中間配当金        | 3円00銭       |
| (3) 支払請求の効力発生日および支払開始日 | 平成20年12月10日 |

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し支払います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 正 明	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 憲 芳	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	富 樫 健 一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	正	明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富	樫	健	一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。





# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	正	明	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	富	樫	健	一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋	山	正	明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富	樫	健	一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【会社名】	株式会社 秋田銀行
【英訳名】	THE AKITA BANK, LTD
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤 原 清 悦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	秋田市山王三丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社秋田銀行 東京支店 (東京都中央区京橋三丁目13番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 藤原清悦は、当行の第106期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。